
令和2年度第12回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和3年3月12日(金) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	13番	西村	辰寿	14番	西田	悦子
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝
	7番	小椋	武	8番	田中	正則
	9番	山寄	幸臣	10番	中田	典昭
	11番	山根	祐一			

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野大樹
	荻原	晴雄	栄田 正温
	井上	善雅	上田 正人
	佐藤	洋一	山本 知司
	上月	清	西村 昭二
	保田	公範	竹内 俊雄
	公賀	義高	白岩 義広

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	7番 小椋 武	8番 田中 正則
第2	報告事項1	農地法第3条の3第1項の規定による届出書について	
	2	農地法第18条第6項の規定による通知書受理について	
第3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請審議について	
第4	議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について	
第5	議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について	
第6	議案第4号	農用地利用集積計画案の決定について	
第7	議案第5号	農用地利用配分計画案について	
第8	議案第6号	令和3年度農作業標準賃金の決定について	
第9	その他		

農業委員会事務局職員 事務局長 安部 泰己 副主幹 尾崎 千穂
主 事 櫻田 康太

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、農業委員並びに農地利用最適化推進委員ともありません。全員出席です。

農業委員 出席者14名

農地利用最適化推進委員 出席者14名。

定足数に達していますので、令和2年度第12回八頭町農業委員会を始めます。

コロナウイルス感染症予防対策のため「農業委員憲章唱和」は省略させていただきます。

開会にあたり、会長あいさつをお願いします。

会長

（あいさつ）

議長（会長）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、7番 小椋武委員、8番 田中正則委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は12件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は21件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号19-1並び

議長（会長）

に20-2について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請審議について、受付番号19-1並びに20-2について説明します。

【議案第1号 受付番号19-1 朗読後、説明】

土地の所在地：石田百井地内

登記地目：田 現況地目：田 面積159㎡

権利の種類は、所有権移転売買です。

【議案第1号 受付番号20-2 朗読後、説明】

土地の所在地：石田百井地内

登記地目：田 現況地目：田 面積248㎡

権利の種類は、所有権移転売買です。

理由につきましては、この2件の申請地ですが、最近は作付けされていなく、草刈等の保全管理のみ行っておられていました。

そのような状況から、この度、それぞれの譲渡人との売買の話がまとまり、譲受人が取得されるということでもあります。

また、この後、議案第3号15-1で審議を行いますが、現在、受付番号19-1で申請された農地を分筆し、西側の農地は用水路として転用申請されています。その後、この2件の申請地の間を斜めに走っている用水路の用途廃止申請後、払い下げを受け、用水路の交換を計画されています。

用水路の交換の手続きが整い次第、農地は畑として利用する計画です。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は主に水稻を栽培されており、通作については、申請地は自宅の前であり問題はないと思われまます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、10年以上農業に従事され、主に春から秋にかけて農作業に従事されておられますので、問題はないと思われまます。

次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は40アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、137アールあり問題はありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地は畑としての利用を計画されておられ、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

【スライド申請地説明】以上です。

議長（会長）	この件につきましては、9番 山寄委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。
山寄委員	<p>担当の山寄です。受付番号19-1と20-2について調査報告を行います。3月1日に現地確認を行いました。また、それぞれの申請人に対して聞き取りを行いました。両申請人は行政書士の代理人を立てておられます。行政書士に電話による聞き取りを行いました。</p> <p>調査内容ですが、先ほど事務局から説明がありましたとおりで、全く同じであり、変わったことはありません。</p> <p>私が思いますに、今回の件については問題がないと考えます。以上であります。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで受付番号19-1並びに20-2は申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号7-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号7-1について説明します。</p> <p>【議案第2号 受付番号7-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：篠波地内</p> <p>登記地目：畑 現況地目：畑 面積372㎡の内29.22㎡ 墓地を目的とした転用です。</p> <p>場所、図面などの資料については、配布議案書の3ページから7ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の3ページから5ページに図面をつけていますが、篠波集落の東側の農地になります。土地利用計画図は6ページに付けています。</p>

事務局

転用理由につきましては、現在使用している墓地が山中にあり、不便であるため移転をしたいということです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しにより確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、南側は町道、東側、西側、北側は自己所有の農地に隣接しております。建物は建設しないため、影響はないものと考えます。雨水は自然流下で隣接する既設道路側溝へ放流します。汚水は発生しません。区長の同意は得られています。

日照、通風についてですが、建物は建設しないため、周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

【スライド現地説明】

以上です。

議長（会長）

この件につきましては、3番 今井委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。

今井委員

3月1日に申請人と会い聞き取りをしました。申請人宅の現在の墓が、この申請地の奥の山の中にあり、暗いところにあります。なんとか明るいところに墓地を出したいということでもあります。申請地周辺にも既に墓地が建立されております。今回申請地に墓地を立てられることは問題ないではないかと思えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

議長（会長）

墓石の周囲のブロックの高さについては大丈夫でしょうか。

事務局	町民課からブロック3個の高さで許可は得ております。
山本推進委員	町道に面している場合は、ブロック塀や樹木で通行する人から墓が見えにくくしなさいということです。 今回は、2本樹木を植えるということですが、当初は小さいですよね。そんなに大きなものは植えられないと思います。
事務局	確認し、次回報告しますが、町道から4m以上離れているということも考慮されているかと思われます。
山本推進委員	ただ、真正面からは見えると思います。そのあたりを見えにくくしてくれということだったと思います。
議長（会長）	都市部の場合と山間地とでは状況も違うとは思いますが、ある程度見えにくくすることは必要だと思います。 完全に見えなくすることにはならないと思いますが、多少は隠す必要があると思います。
山本推進委員	樹木を植えられるということは、初めは小さい樹木ではないでしょうか。そのあたりを確認お願いします。
事務局	確認してご報告します。
議長（会長）	他にありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 以上で農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号15-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号15-1について説明します。

事務局

本日、議案第1号の受付番号19-1、20-2の農地法3条申請に関連します。

【議案第3号 受付番号15-1 朗読後、説明】

土地の所在地：石田百井地内

登記地目：田 現況地目：田 面積5.88㎡

用水路を目的とした転用です。

場所、図面など資料については、本日配布議案書の9ページから12-2ページに付けています。

場所については、議案書の9ページから11ページに図面を付けていますが、八頭町所有公共施設の南西側の農地になります。土地利用計画図は12-1ページに付けています。

転用理由につきましては、申請地の隣接地と既存用水路に接している農地を農地法第3条の許可後取得し、効率的に利用するために、取得する2筆の間をとる水路を付け替えたうえで利用したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、概ね10ha以上の規模の集団農地であり、第1種農地に該当します。許可根拠は農業用施設等です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しにより確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側と西側は田、北側と南側は用水路になっています。隣接地の同意は得られています。雨水は自然流下で既設北東側水路へ放流します。水利権者の同意は得られています。

日照、通風についてですが、建物は建築しないため周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

【スライド現地説明】

以上です。

議長（会長）

この件につきましては9番 山寄委員に事前調査をお願いして

議長（会長）	おりますので、報告をお願いします。
山寄委員	受付番号15-1について説明します。3月1日に申請人双方の代理人の行政書士に電話で聞き取りを行いました。事務局が報告されたとおり前の議案の第3条申請地の2筆の農地は真四角の形であり、この農地を対角線に横切っている用水路を布設替えし直すということで正に有効活用であるということであり、問題はないと思っております。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
上月推進委員	用水路の位置等、今まであった水路を個人が変更してもいいものでしょうか。
事務局	利便性等を考え、周辺農地所有者や耕作者、水利権者の同意をいただいたうえで申請をされ、許可が得られれば可能です。
上月推進委員	水路の長さが変わりますが、問題ないでしょうか。
事務局	その差が発生する場合は、買い取る水路の面積が多い場合は、差額分を金額で支払い、買い取るということになります。
上月推進委員	それは国から買うということになりますか。
事務局	実際は権限がおりてきておりますので、公有財産を買う手続きは八頭町役場とのやり取りになります。 ただ、水利権者、周辺農地所有者等の関係者の同意が無ければ話は進みません。
議長（会長）	以前、住宅地を作る際に赤線を買うという話がありましたが、その際は近隣住民等関係者が要望していました。 国の物ですが、町の関係部局と相談し、どういう対応をされるか関係者に尋ねたうえで、執行される必要があると思います。
議長（会長）	その他、この件について質問意見はございますか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで申請どおり決定いたします。
続きまして、受付番号16-2について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号16-2について説明します。
【議案第3号 受付番号16-2 朗読後、説明】
土地の所在地：徳丸地内
登記地目：田 現況地目：田 面積2,018㎡の内477.57㎡
賃貸借による露天駐車場を目的とした転用です。
この申請案件は、昨年(令和2年)10月開催第7回定例会で農業振興地域整備計画変更で農振除外、許可決定となったものです。転用事業実施にともなう今回の転用申請となります。
場所、図面など資料については、本日配布議案書の13ページから16-2ページに付けています。
場所については、議案書の13ページから15ページに図面を付けていますが、徳丸駅より南東側の農地になります。土地利用計画図は16-1ページに付けています。
転用理由につきましては、隣接する観光ぶどう園の駐車場が遠く、不便であり、現状として農道に駐車して来園される方が多くみられております。交通安全のためにも、観光ぶどう園の近くに駐車場が必要であるため、当該地に13台駐車可能な駐車場を設置したいとのことです。
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。
まず、立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、徳丸駅より概ね500m以内に位置する第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。
資力及び信用についてですが、資力は金融機関の残高証明書により確認しました。
また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。
事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。
周辺農地への影響ですが、東側と南側は農道、西側は畑、北側

事務局	<p>は田になっています。隣接農地の同意は得られております。雨水は自然流下で既設水路及び申請箇所に残る農地へ放流します。汚水は発生しません。水利権者の同意は得られています。</p> <p>日照、通風についてですが、周辺隣接地にはフェンス以外の建築物は設置しないため影響はないと考えます。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>【スライド現地説明】</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、7番 小椋委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いします。</p>
小椋委員	<p>事前調査の説明を行います。3月2日に申請人双方に面談し聞き取りを行っております。</p> <p>借受人でありますけども、観光生産組合の組合長をされているということでもあります。ぶどう園が観光農園の一番端にあり、現在の駐車場より300m離れております。そこで利便性向上のため、今回申請の駐車場を整備したいということでありました。</p> <p>駐車場部分は25cm程度嵩上げされ、アスファルト等での舗装は行わずに真砂土で整備するということになりました。当初は真砂土の中に取水口からパイプを伸ばし、用水路を整備するということでしたが、そうではなく、新たに取水口を設けて、用水の取口を整備するということでした。</p> <p>この駐車場の整備により、利用者の方の利便性が向上します。問題はないものと考えております。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決</p>

議長（会長）	定について、事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>議案書の17ページをご覧ください。</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。八頭町長から令和3年2月26日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>今月は通常の利用権設定が、新規13件、更新2件、合計15件で、面積は 田のみで49,046㎡です。</p> <p>中間管理事業分は、新規18件、更新14件で、合計32件です。</p> <p>面積は田が88,587㎡、畑が17,914㎡ 合計106,501㎡です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。</p>
議長（会長）	それでは、通常の利用権設定分 受付番号160-1から174-15について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
山本推進委員	説明中に畑がありましたが、議案書には畑がありません。
事務局	中間管理用の方に梨や柿を耕作している土地があり、そちらの現況が畑となっておりますので、畑で説明しました。
議長（会長）	他にありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで通常の利用権設定分 受付番号160-1から174-15について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、中間管理の利用権設定分 208-1から239-32までの案件につきまして審議を行います。</p>

議長（会長）	この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで中間管理の利用権設定分 受付番号208-1から239-32について、申請どおり決定します。 以上で議案第4号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の25ページをご覧ください。 議案第5号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和3年2月26日付で農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。 整理番号529-1から571-43について説明します。先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ、この度集積された農用地106,501㎡と、既に集積されていた農地20,493㎡の、合計126,994㎡を、借受け希望のありました地域の担い手へ配分するものです。 この度は、地域の担い手法人へそれぞれ 18,798㎡、6,729㎡、 3,024㎡、 49,047㎡、その他13名の個人耕作者へ 49,396㎡を配分するものです。
事務局	この度、新規認可農業法人が初めて配分を受ける予定となっていますが、この法人は、令和2年8月13日に法人登記され、12月24日付で、農地法第2条第3項に規定される農地所有適格法人として農業委員会に届出をされました。 これにより、解除条件等を付けずに農地を借りることや、農地を所有することが可能になります。事業内容は組合員の農業に係る共同利用施設の設置及び農作業の共同化に関する事業、農作業の受託等で、作物は現時点では水稻のみということです。 また、今回9筆の農地9,610㎡の配分を受ける予定となっている方ですが、この方は、住所が岡山県津山市ですが、八頭町に実家があり毎日通作をされています。また、父親で認定農業者であった方の息子さんと、現在父親からの経営継承を進めておられ、昨年12月から八頭町の認定農業者とされました。以上

事務局	です。
議長（会長）	それでは、審議を行います。整理番号552-24を除く、529-1から571-43につきまして、質問意見はありませんか。
井上推進委員	岡山県在住の方ですが、住所地が岡山県で八頭町の認定農業者になれるかということと、通作が認められますか。
事務局	<p>住所地は津山市ですが、実際は1週間のうちの大半を八頭町の実家に泊まりながら作業されており、町外ですが、認定農業者に認められております。</p> <p>通作は、毎日別府の倉庫兼事務所へ通っておられることは私も確認しておりますし、産業観光課の認定農業者の申請も通っております。</p>
井上推進委員	<p>普通は住所を八頭町や鳥取市に変更しなければならないのではないのでしょうか。岡山県では通作の距離から外れているので。実際には八頭町に住まれ、帰ってきて作業されているということは分かりますが、それでいいのでしょうか。</p> <p>住所を変えられれば何の問題も無くなると思いますが。</p>
事務局	津山市に家があり、お子様の学校等の関係もあり、今時点では動かせない理由があると思われます。
井上推進委員	それは事情として分かりますが、通作が10km以内ということがあったと思います。
事務局	<p>鳥取県等の関係機関も協議の中に入って、認定農業者資格について検討してきております。</p> <p>問題はないと思われますが、再度通作について確認を取り、また報告いたします。</p>
議長（会長）	他にありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）

議長（会長）	<p>異議なしということで、整理番号552-24を除く、529-1から571-43について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、整理番号552-24についてですが、この件につきましては、山寄委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により、山寄委員は一時退席をお願いします。</p> <p>（山寄委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号552-24について審議を行います。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで整理番号552-24について申請どおり決定します。</p> <p>山寄委員は入室してください。</p> <p>（山寄委員 入室）</p>
議長（会長）	<p>以上で、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案についての審議を終了します。</p> <p>続きまして日程第8 議案第6号 令和3年度農作業標準賃金の決定について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>3月3日に農作業標準賃金検討会を開催いたしました。</p> <p>農業委員会を代表して、西村辰寿職務代理、西田悦子職務代理に出席していただき、八頭町内農協各支店長、産業観光課長、農業法人及び農業者等の地域ごとの代表の方々に検討していただきました。</p> <p>まず、事務局より、本町単価の各年度推移及び他市町の比較表について、鳥取県の最低賃金が、昨年の790円から792円と例年と比べ引き上げ額、引き上げ率ともに幅が非常に小さくなっていることを報告しました。</p> <p>また、昨年の委員会では、来年度はドローン等を用いた作業を賃</p>

事務局

金表に盛り込んでどうかとの意見をいただいておりますので、実際にラジコンヘリ防除及びドローン作業を行う業者及び団体へ、参考見積もり、単価聞き取りを行い、集計した金額を参考にしたもの案として報告し、検討していただきました。

その結果、他町のほとんどが金額変更をしておらず、また、比べてみても全体で見ると高くもなく、低くもないことを踏まえ、一般労務の標準金額を1時間あたり792円～941円、8時間6,340円～7,530円と、最低金額を最低賃金額分のみ上げることとなりました。

また、機械田植の摘要欄につきまして、従来の「肥料散布等を含む場合は別料金とする。」という表記より、岩美町や鳥取市のように「側条施肥を同時実施する場合は20%増とする。(肥料代別)」と具体的に記載した方が分かりやすく、親切ではないかとの意見があり、そのように変更しました。

最後に、ラジコンヘリ防除及びドローン作業の標準金額を、ラジコンヘリ防除は10a当り2,900円程度、ドローン作業は10a当り2,750円～5,000円程度ということで決定しました。

現時点では他市町村でこれらの項目を提示しているところはなく、参考として金額を提示していくことで進めました。

農業所得の増加、農業機械の損耗などを考えると値上げしていくなど、1年かけて周りの市町の農作業賃金動向を再度確認しながら、次回、令和4年度の賃金表に反映させるよう検討していくということで会を終了しました。

果樹については3月中旬に八頭町内JA果樹部会で決定されることですので、その後この表に反映させる予定としております。

この表は広報4月号にはさみこみ全戸配布予定です。また、八頭町ホームページにも掲載予定です。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

山寄委員

私は農業者全体のベースアップを図らなければならないと考えます。

次年度では全体的にかさ上げすることをお願いしたいと思います。

若者が、農作業に取り組まない理由として、賃金の魅力が欠けているという点があると思います。

その点も次回は考慮いただきたいという要望です。

西村職務代理	<p>会の中の話で、あまり賃金を上げると、依頼された方はいいが、依頼する方は非常に厳しいという意見があり、なかなか依頼が来なくなる、あまり高くすると困るという話も実際にありました。</p> <p>そういったこともあり、圃場整備等の農地の条件もありますので、あくまでも標準として考え、双方の話し合いのうえで決定されればいいのではないかとしておりますので、双方の話の中で決められる形でよいのではないのでしょうかとしております。</p>
山寄委員	<p>ありがとうございます。あくまでも標準賃金であるということには理解しております。それだけの仕事をされているのですよということを理解していただくためにも、労務賃金の見直しを改めてしていただくことも大事ではないかとということで、お伺いしました。</p>
上田推進委員	<p>この間、八頭町議会がありまして、農業問題が質問や意見でありました。担い手を作っていくと。やはり我々は職がないと生きていけないので、そのあたりで農業施策等、推進していく必要があるということを感じました。</p>
議長（会長）	<p>他にありませんか。</p>
委員一同	<p>（質議なし）</p>
議長（会長）	<p>提案どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで、案のとおり決定といたします。</p> <p>以上で、日程第8 議案第6号 令和3年度農作業標準賃金の決定についての審議を終了します。</p>
議長（会長）	<p>続きまして日程第9 その他について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>【その他】</p> <p>○確認事項報告</p> <p>2月分「花原地内__店舗及び駐車場」「船岡地内__資材置場」「郡家地内__一般住宅」の転用は2月22日で許可となりました</p>

事務局	<p>た。</p> <p>○八頭町農業ビジョン 八頭町ホームページにも掲載されていますが、現在、パブリックコメント実施中です。 農業委員さんから提出のありましたご意見は、産業観光課へ進達しています。</p> <p>○会議より「新規設立農業法人の概要集・v o l . 4」配布</p> <p>○次回R 3 . 4月定例会>令和3年度定例会日程</p> <p>■日時 4月13日(火) 13:30開会</p> <p>■会場 船岡地区公民館</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
栄田委員	<p>私都川と国道沿いの因美線について、線路が既存農地上に付け替えられます。事務局はこの件について把握されておりますか。</p>
事務局	<p>担当各課へ確認のうえ、次回委員会にてご返答いたします。</p>
今井委員	<p>利用権設定の最低期間、最大期間は何年でしょうか。どこかに資料がありますか。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法にて、未相続農地は20年と規定されております。最短は特には決まっておきませんが、作付の関係で1年、短くても10か月といった形になります。詳細は確認し、来月委員会にてご報告いたします。</p>
議長(会長)	<p>他にありませんか。</p>
委員一同	<p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>無いようですので、以上で第12回農業委員会を終了します。</p>
事務局	<p>終了(15時15分)</p>

